

学校いじめ防止基本方針

釜石市立甲子中学校

本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、学校教育目標「自ら学び 心豊かで 思いやりのある たくましい生徒」の実現に向け、いじめを生まない環境を築くこと、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができることを目的に策定した。また、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応することができるよう具体的に示したものである。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(4) 保護者の責務

保護者（PTA）は保護する生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導を行うよう努める。また、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 取り組みの具体

- ①学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒一人ひとりが自己有用感や自尊感情を育むための教育活動を推進する。
- ②生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を築くため、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③保護者、地域住民およびその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ④学年、または全校を対象にいじめ防止指導を学期に1回実施する。（インターネット上のいじめは重大な人権侵害であることについても指導を行う。）

(2) いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、副校長、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

② 取り組み内容

アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。

③開催時期：月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(3) 教職員の意識

- ①全職員で子どもを育てるという意識を持ち、学級担任が一人で抱え込むことなく、直ちに相談・報告をする。また、互いにフォローする体制や同僚性を大切にする。
- ②職員室での生徒に関する日常の会話を大切にし、情報を教職員間で常に共有するよう努める。
- ③いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

④下記に示す生徒を含め、特に配慮が必要な生徒については、日常的に適切な支援を行い、保護者との連携や周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある生徒。
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒等、外国につながる生徒。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒。
- ・東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒。

3 いじめの早期発見のための取り組み

- ①「毎日の記録ノート」を通して、生徒の心の変化や悩みを把握する。
- ②「毎日の記録ノート」から、生徒の心の変化や悩みを把握したら早期に面談を実施する。
- ③いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を毎月末に実施する。
- ④いじめ調査実施後、担任は必要に応じて生徒の面談を実施する。
- ⑤生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

4 いじめ問題に対する早期対応

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ②いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 重大事態への対処（重大事案の「疑い」が生じた段階で対処すること）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- ②当該教育委員会と協議した上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 いじめの解消

いじめは単なる謝罪を持って解消とせず、少なくとも、被害者本人が心身の苦痛を感じていないこと、いじめが止んでいる状態が3ヶ月以上継続していることの2つの要件を満たしている必要がある。また、解消後も日常的に注意深く観察を行い、継続支援・指導をすること。

7 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ①いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること。
- ②いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること。

8 その他

いじめの防止に関する基本方針が適切に機能しているか定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。（平成30年1月27日見直し）